

# 第44期 定時株主総会 招集ご通知



開催  
日時

2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

開催  
場所

東京都港区芝浦三丁目1番21号

msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKP ガーデンシティ PREMIUM 田町

● 目次	第44期定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	第1号議案 剰余金の処分の件	3
	第2号議案 取締役2名選任の件	4
	第3号議案 監査役2名選任の件	6
	第4号議案 取締役賞与支給の件	8
	第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	8
	第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	9
	(添付書類)	
	事業報告	11
	計算書類	28
	監査報告書	31

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。


株式会社フォーカスシステムズ

証券コード：4662

証券コード 4662  
2020年6月12日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目7番8号

 株式会社フォーカスシステムズ

代表取締役社長 森 啓 一

## 第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、可能な限りご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使書用紙の郵送による行使の他、インターネット（行使アドレス：<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）による行使も可能となっておりますので、株主総会参考書類をご高覧の上、2020年6月26日午後5時45分までに議決権の行使をお願い申し上げます。

また、書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM田町  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

### 3. 会議の目的事項

**報告事項** 第44期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役2名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役賞与支給の件
- 第5号議案** 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第6号議案** 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご呈示くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当社定款第15条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。  
したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.focus-s.com/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定的な配当継続の方針に基づきながらも、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、下記の通りといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円（普通配当20円）  
総額300,931,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月30日

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役7名のうち、森啓一、瀬尾勘太の2氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	<p>もり けいいち 森 啓一</p> <p>再任</p> <p>●生年月日 1963年9月3日生</p> <p>●所有する当社の株式数 245,200株</p>	<p>1989年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社</p> <p>1995年8月 吉田税務会計事務所入所</p> <p>1998年9月 当社入社</p> <p>2002年4月 当社経理部長</p> <p>2005年4月 当社経営管理部長</p> <p>2006年4月 当社管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2006年6月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2009年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画室長</p> <p>2011年4月 当社代表取締役社長（現任）</p>
<p>【取締役候補者の選任理由】</p> <p>長年にわたる経理部門及び経営管理部門における業務経験並びに当社代表取締役社長としての経営経験を豊富に有しており、引き続き同氏の経験・能力を経営に活かしたいため、取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	瀬尾 勘太 再任 ●生年月日 1973年2月19日生 ●所有する当社の株式数 0株	1996年4月 瀬尾師也税理士事務所入所 2001年2月 株式会社ビジネス・アソシエイツ入社 2003年9月 瀬尾師也税理士事務所入所 2013年6月 瀬尾勘太税理士事務所所長 2018年6月 当社社外取締役（現任）
<b>【社外取締役候補者の選任理由】</b> 税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門的知識及び経験を有しており、当社の経営に対し客観的且つ的確な提言をいただけると判断したことから、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.取締役候補者瀬尾勘太氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は瀬尾勘太氏を、当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
- 3.瀬尾勘太氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 4.瀬尾勘太氏は、2018年6月から現在まで2年にわたり当社の社外取締役を務めております。

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役七井孝司氏、中村清司氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	なない たかし <b>七井孝司</b> 再任 ●生年月日 1955年3月17日生 ●所有する当社の株式数 1,900株	1979年5月 当社入社 1989年4月 当社開発本部システム開発第1部長 1994年6月 当社第1事業部第1システム部長 1998年6月 当社システム事業本部第4事業部第1システム部長 1999年10月 当社システム事業本部第5事業部長 2001年8月 当社第二事業本部第三統括部長 2012年4月 当社管理本部購買部長 2012年10月 当社管理本部副管理本部長兼購買部長 2013年4月 当社管理本部長 2016年4月 当社管理本部付部長 2016年6月 当社監査役（現任）
<b>【監査役候補者の選任理由】</b> 長年にわたる開発事業部門における業務経験及び経営管理部門における業務経験を幅広く有しております。これらの実績と豊富な経験に基づき監査役に適切な人材と判断し、監査役候補者としております。		

候補者番号	氏名	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	なかむら きよし <b>中村清司</b> 再任 ●生年月日 1950年4月26日生 ●所有する当社の株式数 20,000株	1972年4月 東洋オフィスメイション株式会社入社 1979年5月 株式会社大塚商会入社 1991年11月 イトマン情報システム株式会社（現キャノンITソリューションズ株式会社）入社 開発本部長 2000年6月 日本コミュニケーションシステム（現イアス株式会社）入社 営業部長 2003年4月 同社執行役員営業部長 2010年4月 同社企画室顧問 2012年4月 同社退職 2012年6月 当社監査役（現任）
<b>【社外監査役候補者の選任理由】</b> 長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験及び幅広い見識並びに当社監査役としての経験を豊富に有しており、引き続き同氏の経験・能力を監査に活かしたいため、社外監査役候補者としております。		

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.中村清司氏は、社外監査役候補者であります。
- なお、当社は中村清司氏を、当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、本議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
- 3.中村清司氏は、2012年6月から現在まで8年にわたり当社の社外監査役を務めております。



#### 第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額60百万円を支給することにいたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額、支給時期、支払等については、取締役会にご一任いただきたく存じます。

#### 第5号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する退職慰労金制度について、本株主総会終結の時をもって廃止することとし、本株主総会終結の時までの在任期間に応じて、当社所定の基準に従い、退職慰労金の打切り支給を行うことといたしたいと存じます。なお、支給の時期については、対象取締役の退任の時とし、その具体的金額、方法等は取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
森 啓一	2006年6月 当社取締役 2009年6月 当社常務取締役 2011年4月 当社代表取締役社長（現任）
三浦 宏介	2009年6月 当社取締役 2011年4月 当社常務取締役 2012年6月 当社代表取締役副社長（現任）
室井 誠	2011年6月 当社取締役 2014年4月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役（現任）
後藤 亮	2011年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役（現任）
鈴木 隆博	2017年6月 当社取締役（現任）

## 第6号議案

### 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会において、月額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年26千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することができるものとする）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、第3四半期累計期間までは緩やかな回復基調にありましたが、第4四半期になってからは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて景気が大幅に下押しされており、今後も厳しい状況が続くことが見込まれます。

また、世界経済につきましても、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により経済活動が急速に減速していることから、内外経済が更に下振れするリスクに注意する必要があります。

情報サービス業界におきましては、高速・低遅延・大量接続を可能とする「第5世代移動通信システム(5G)」のサービスが開始され、あらゆるモノが5Gでつながる本格的なIoT時代が始まりつつあります。また、ICTが単なる効率化の手段ではなく、新たな価値を生み出すものであり、データが価値創出の源泉と位置付けられるようになってきたことから、産業を問わずICT投資需要の拡大が続いている一方で、先端技術のスキルを持つ技術者不足や技術者の高齢化等の問題が、以前にも増して顕著になっております。

このような状況の中、当社は、持続的な発展と成長のため、企業力の向上に努めております。人材確保・育成につきましては、スキルエリアの拡大及び企業価値向上のための研修新設等を行いました。また、新製品・新サービス・新規事業領域の開拓につきましては、既存3事業の拡大のみならず、AIやRPA、クラウド、三次電池等、将来を見据えた取組みを強化するとともに、プロジェクトルームを複数新設する等、新たなビジネスチャンスを実際に獲得するための投資も行いました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、通勤や商談、出張の自粛等、外出規制に伴う制約が発生したものの、全社としてテレワークを可能な限り推進し、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大が当社の業績に与える影響は軽微に留まりました。

この結果、当事業年度業績は、売上高22,703百万円(前事業年度比5.8%増)、営業利益1,428百万円(前事業年度比4.4%増)、経常利益1,467百万円(前事業年度比6.7%増)、当期純利益930百万円(前事業年度比6.4%増)となり、売上高・各利益ともに過去最高を更新しました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### (公共関連事業)

最終ユーザーが官公庁及び地方自治体向けであり、財務システム、貿易システム、航空管制システム、福祉介護システム、社会保険システム等、社会インフラ基盤のシステム実現に向けた提案、設計、製造、試験からシステム稼働後の運用、保守に至るまでトータルソリューションの技術支援を行っております。

当セグメントにおきましては、事業部間を越えた協働体制及び高収益体制の強化を図ったことで、セグメント全体を通じ、売上・利益ともに成長基調を維持しました。

その結果、売上高は7,300百万円(前年同期比5.9%増)となりました。セグメント利益(営業利益)は1,221百万円(前年同期比7.0%増)となりました。

#### (民間関連事業)

最終ユーザーが主に一般民間企業向けであり、個別ニーズに合わせた、各種アプリケーションシステムの開発、通信制御分野における各種開発、ハードウェア周り・ネットワーク・OS・ミドルウェア等のインフラ設計・構築、またシステムの運用保守や技術支援サービスを行っております。

当セグメントにおきましては、ビジネス領域の拡大に向けた人材育成投資及び設備投資を行いつつも、新規案件の確保や既存案件の拡大を着実に進め、売上・利益ともに堅調に推移しました。

その結果、売上高は14,088百万円（前年同期比5.9%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は1,643百万円（前年同期比6.7%増）となりました。

（セキュリティ機器関連事業）

最終ユーザーは官民間問わず多岐にわたっており、暗号技術・電子透かし・デジタルフォレンジック・サイバーセキュリティ等の技術を活用し、セキュリティ事故を防ぐための防御対策から事後対応までカバーすることで、顧客の幅広いニーズにお応えしております。

当セグメントにおきましては、セキュリティ製品、デジタルフォレンジック製品共に販売が好調だったものの、デジタルフォレンジック分野において、サイバーセキュリティニーズの高まりにより競争が激化し、利益よりもシェア拡大のための確実な案件確保を優先した大型案件が複数あったこと等が利益率の低下に繋がりました。

その結果、売上高は1,314百万円（前年同期比4.3%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は240百万円（前年同期比24.0%減）となりました。

受注売上の状況は以下のとおりです。

① 受注実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)	受注高(千円)	受注残高(千円)
公共関連事業	6,899,180	1,615,807	7,359,667	1,674,745
民間関連事業	13,385,899	2,815,970	14,175,684	2,902,747
セキュリティ機器関連事業	1,270,554	237,127	1,202,559	125,417
合計	21,555,634	4,668,905	22,737,911	4,702,910

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 売上実績

セグメントの名称	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
公共関連事業	6,893,502	32.1	7,300,728	32.2
民間関連事業	13,300,439	62.0	14,088,907	62.0
セキュリティ機器関連事業	1,259,887	5.9	1,314,269	5.8
合計	21,453,829	100.0	22,703,906	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大が経済活動にも大きな影響を及ぼしており、先行きに不透明感が増しております。そのような中、より広く、より長期的な視野でBCP（事業継続計画）を見直し、複合リスクに対処できる企業であり続けなければいけません。BCP（事業継続計画）の実効性を高めるため、PDCAサイクルで継続的な改善を実行し、事業継続力の強化を図ってまいります。

情報サービス産業における高スキル人材の獲得についても厳しい競争状態が続いており、人材がかけがえのない経営資源である当社としましては、一層の採用強化及び従業員定着率向上に向けた取組みが求められます。このような状況を踏まえ、当社は、従業員及び求職者にとってより魅力ある企業になるべく、高付加価値をつけるための教育・研修投資及び働き方改革等の施策により、企業価値の向上を推進してまいります。

また、各セグメントにおける主な課題は、以下のとおりであります。

公共関連事業においては、新型コロナウイルス感染症に係るわが国の経済対策に伴い、公共事業に関する予算縮小等による業務量の減少や、オフショアによる単価削減の継続が予想されます。そのため、顧客のニーズを聞いてシステムを構築する当社の受託型戦略ビジネスにおいては、効率的な開発を前提とした高付加価値な提案を行うことで、収益性を高めながら顧客満足度を向上させるべく、既存顧客の「競争優位性の拡大」をサポートするソリューション能力を有する人材育成を行ってまいります。

民間関連事業においては、新型コロナウイルス感染症が既存顧客の業況に影響を及ぼした場合、案件の縮小・消失により、当社の計画が想定通りに進捗しない可能性があります。そのため、既存案件の拡大のみならず、新規顧客・新規事業の開拓にも、より一層注力してまいります。また、AIやIoT、RPA等の先端技術を活用した高度な情報システム構築に対応できる人材の確保・育成、請負案件の拡大等を通して、競争力の強化、人的リソースの効率化、収益性の向上を図ります。

セキュリティ機器関連事業においては、高スキル人材不足が深刻化している中、技術の進歩が速く、それに即応していくことが事業の維持・発展に必要な不可欠であります。それに対処すべく国内外からの情報収集能力を強化するとともに、最新技術の習得及びスペシャリストの育成に努めてまいります。また、顧客の課題を的確に把握・解決するために、提案型テクニカル営業の強化にも注力してまいります。

これらの取組みによって、当社の企業価値向上を図ることで顧客基盤を拡大し、将来にわたり安全・安心な社会作りに貢献してまいります。

## (3) 資金調達の状況

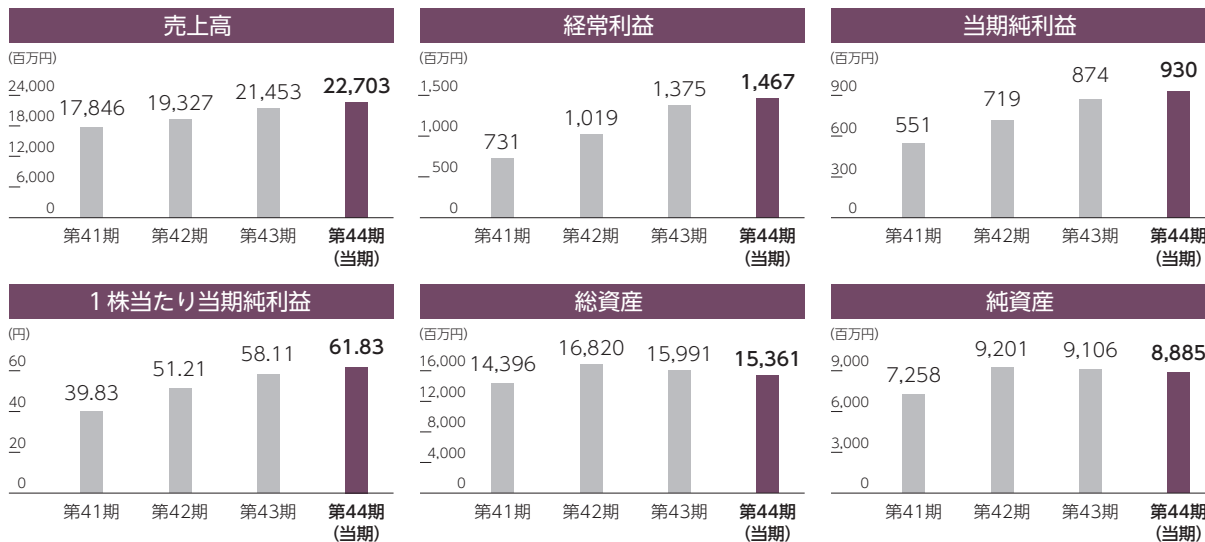
該当事項はありません。

## (4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第41期 (2017年3月期)	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	第44期(当期) (2020年3月期)
売上高 (千円)	17,846,896	19,327,344	21,453,829	22,703,906
経常利益 (千円)	731,331	1,019,522	1,375,563	1,467,598
当期純利益 (千円)	551,571	719,243	874,282	930,316
1株当たり当期純利益 (円)	39.83	51.21	58.11	61.83
総資産 (千円)	14,396,970	16,820,805	15,991,992	15,361,878
純資産 (千円)	7,258,918	9,201,228	9,106,539	8,885,900



(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 2018年3月26日)を第43期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。第41期及び第42期については遡及処理後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

- ① 通信・公共分野でのシステムインテグレーション事業
- ② システムの根幹を支えるITサービス事業
- ③ 情報化社会の健全化を担うセキュリティ・フォレンジック事業

(8) 主要な拠点等 (2020年3月31日現在)

本 社・・・・・・・・・・・・・・・・東京都品川区  
 大阪支社・・・・・・・・・・・・大阪府大阪市中央区  
 名古屋オフィス・・・・・・・・愛知県名古屋市中区

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数 (名)
公共関連事業	368
民間関連事業	730
セキュリティ機器関連事業	29
全社 (共通)	76
合計	1,203

- (注) 1. 従業員数は就業人員を記載しております。  
 2. 全社 (共通) は、総務、人事及び経理等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先の状況

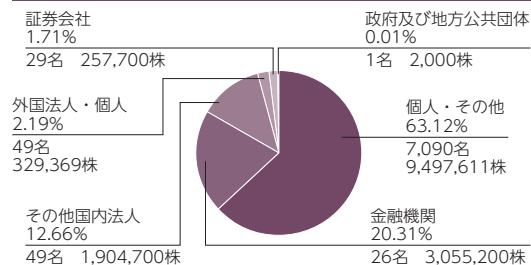
借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	399,920
株式会社横浜銀行	314,910
株式会社三菱UFJ銀行	290,000
株式会社商工組合中央金庫	107,300
みずほ信託銀行株式会社	86,000
株式会社きらぼし銀行	31,651
明治安田生命保険相互会社	12,560

千円

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,292,942株  
(自己株式1,246,362株を含む)
- (3) 株主総数 7,245名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主

### 株式分布状況（自己株式を除く）



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社FRONTEO	900,000	5.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	628,800	4.17
フォーカスシステムズ社員持株会	604,600	4.01
畑山 芳文	588,900	3.91
第一生命保険株式会社	500,000	3.32
株式会社三井住友銀行	340,000	2.25
東 光博	320,000	2.12
柿木 龍彦	268,400	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	253,000	1.68
森 啓一	245,200	1.62

(注) 当社は、自己株式1,246,362株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。  
また、持株比率は自己株式を除外して計算しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
当社は、2019年11月8日開催の取締役会において、当社発行の第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の取得及び消却について決議し、2019年11月25日付で、すべての新株予約権について取得及び消却いたしました。

#### 4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森 啓 一	取締役社長（代表取締役）	
三 浦 宏 介	取締役副社長（代表取締役）	
室 井 誠	専務取締役（公共金融事業本部及びデジタルビジネス事業本部担当）	
後 藤 亮	常務取締役（管理本部担当）	
鈴 木 隆 博	取締役（ITイノベーション事業本部及びITソリューション事業本部担当）	
山 口 寿 彦	取 締 役	
瀬 尾 勘 太	取 締 役	
七 井 孝 司	常 勤 監 査 役	
吉 野 充	常 勤 監 査 役	
中 村 清 司	監 査 役	
杉 山 昌 宏	監 査 役	

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第43期定時株主総会において、吉野充氏が監査役に就任しております。また、監査役坂主淳一氏は第43期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役山口寿彦氏及び瀬尾勘太氏は、社外取締役であります。
3. 監査役中村清司氏及び杉山昌宏氏は、社外監査役であります。
4. 取締役山口寿彦氏、取締役瀬尾勘太氏及び監査役中村清司氏並びに監査役杉山昌宏氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 監査役七井孝司氏は、管理本部長として財務・会計・法務等を所管する部門のトップとしての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 7名 242,600千円 (内社外 2名 12,000千円)

監査役 5名 22,536千円 (内社外 2名 7,200千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
2. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した、役員賞与引当金60,000千円及び役員退職慰労引当金11,000千円を含んでおります。  
3. 2000年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内(ただし、使用人給与分は含めない)、監査役の報酬限度額は月額4百万円以内と決議いただいております。  
4. 監査役の支給人員には、2019年6月27日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した1名を含んでおります。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席回数	活動状況
取締役	山口 寿彦	[取締役会] 25/25回	自衛官として組織運営、管理に従事し、主にコーポレートガバナンスの見地より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	瀬尾 勘太	[取締役会] 24/25回	税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門知識と経験を基に、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中村 清司	[取締役会] 25/25回 [監査役会] 21/21回	IT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	杉山 昌宏	[取締役会] 24/25回 [監査役会] 21/21回	IT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる幅広い見識で、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬

28,000千円

#### ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

#### (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務執行状況や監査時間、報酬見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合や、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの行政処分を受けた場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合においては、監査役会の選定した監査役が、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を説明いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力の観点から監査を遂行するのに十分かどうか等、監査実施の有効性及び効率性をもって、再任・不再任を判断いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が定める内部統制システム構築の基本方針は、以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」「情報セキュリティ実施マニュアル」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
  - 2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
  - 3) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
  - 4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
  - 5) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。  
財務報告リスク、品質リスク、情報セキュリティリスク、労務リスク、法的リスク、環境リスク、事業継続リスク、人的資源リスク、財務リスク
  - 2) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行ない、リスクの回避・低減させる対応を取る。
  - 3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
  - 4) デジタル情報に関するリスク管理は、デジタルフォレンジック製品により、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - 2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化をはかる。
  - 3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
  - 4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
  - 5) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。



- 6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。
- ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
  - 2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
  - 3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
  - 4) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
  - 5) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (ア) 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役（所管取締役）が担当する。
    - (イ) 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
  - 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
    - (ア) 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
    - (イ) 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
  - 3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - (ア) 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
    - (イ) 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
  - 4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - (ア) 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くとともに、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
    - (イ) 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
    - (ウ) (イ) の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - 1) 内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - 1) 監査役の職務を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
  - 1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
    - (ア) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
    - (イ) 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役会に報告する。
    - (ウ) 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
    - (エ) 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。
  - 2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
    - (ア) 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
    - (イ) 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役会に報告する。
    - (ウ) 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
  - 1) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することの無いような措置を講ずる。
  - 2) 子会社の使用人に関しても、1) の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。
- ⑪ 監査役職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - 1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
  - 2) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
  - 3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
- 2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- 3) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- 4) 三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査人監査）の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え

当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。

- ① 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
- ② 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との連携強化を図ります。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム構築の基本方針に沿った、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は25回開催され、経営上の重要な決議を行うとともに、業績の分析・評価等を行いました。取締役会には、原則全監査役も出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監査しました。
- ② 監査役会は21回開催され、取締役の業務執行に関わる監査を行いました。また、各取締役とそれぞれのテーマに応じた意見交換・議論を行っております。  
下記リスク管理委員会にも出席し、情報収集を行いました。  
監査計画は内部監査室と調整を行い、また監査結果は会計監査人との意見交換を行い、監査業務に反映させるよう努めました。

- ③ 内部監査を4回にわたり実施し、全社的な内部統制、業務プロセスに係る内部統制、ITシステムにおける全般統制及び業務処理統制の整備上・運用上の有効性評価、並びに社内規程に対する監査を行いました。
- ④ リスク管理委員会を4回にわたり実施し、財務報告に関する内部統制システムの整備上・運用上の有効性評価を行いました。
- ⑤ 社内規程類の制定及び見直しについては、社員就業規程、賃金規程、稟議規程を始めとして、53規程類の制定・改定を行いました。
- ⑥ 社内研修として、内部統制、リスク・マネジメント、情報セキュリティ、コンプライアンスを含む企業倫理に関するe-ラーニング研修を実施しました。
- ⑦ 反社会的勢力への対応については、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に継続加盟しております。

#### (4) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、以下の経営方針を理解し支持する者が、「財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

##### 【経営方針】

当社は、社員の一体感を高め、社員全体が一丸となってパワーを発揮できる組織とし、未来のために貢献できる会社を目指したいとの思いの下、「社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する」を経営理念とし、以下の3つの責任を果たす。

##### ● 個人責任

人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供する。

##### ● 企業責任

社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作る。

##### ● 社会責任

お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作る。

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識するとともに、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨む。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	<b>9,835,703</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>4,829,780</b>
現金及び預金	4,308,786	買掛金	1,327,788
電子記録債権	46,081	一年内償還予定の社債	640,000
商品及び製品	5,263,458	短期借入金	135,990
仕掛品	88,466	一年内返済予定の長期借入金	625,154
前払費用	1,456	未払金	466,472
短期貸付金	102,893	未払法人税等	365,456
未収入金	6,000	未払消費税等	380,275
その他の金	8,641	未払費用	141,591
貸倒引当金	15,919	預り金	40,130
	△6,000	賞与引当金	517,147
<b>【固定資産】</b>	<b>5,526,174</b>	役員賞与引当金	60,000
<b>(有形固定資産)</b>	<b>3,596,338</b>	株主優待引当金	36,243
建物	186,224	前受金	83,992
建物附属設備	140,503	その他の	9,538
構築物	38,760	<b>【固定負債】</b>	<b>1,646,197</b>
車両運搬具	5,915	社債	1,070,000
工具、器具及び備品	182,215	長期借入金	481,197
土地	3,042,719	役員退職慰労引当金	95,000
<b>(無形固定資産)</b>	<b>50,907</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,475,977</b>
ソフトウェア	47,945	純資産の部	
電話加入権	2,962	<b>【株主資本】</b>	<b>8,487,632</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>1,878,927</b>	(資本金)	<b>2,905,422</b>
投資有価証券	1,061,198	(資本剰余金)	<b>2,138,968</b>
関係会社株	53,000	資本準備金	749,999
出資	100	その他資本剰余金	1,388,968
長期貸付金	7,500	(利益剰余金)	<b>3,803,203</b>
関係会社長期貸付金	70,000	その他利益剰余金	3,803,203
繰延税金資産	70,952	繰越利益剰余金	3,803,203
保険積立金	379,885	(自己株式)	△359,961
その他の	243,791	<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>398,267</b>
貸倒引当金	△7,500	その他有価証券評価差額金	398,267
<b>資産合計</b>	<b>15,361,878</b>	<b>純資産合計</b>	<b>8,885,900</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>15,361,878</b>

## 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,703,906
売上原価		19,598,693
売上総利益		3,105,213
販売費及び一般管理費		1,676,770
営業利益		1,428,442
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,003	
受取家賃	3,343	
貸倒引当金戻入額	6,000	
助成金収入	15,504	
為替差益	7,998	
保険配当金	7,035	
その他	7,446	70,332
営業外費用		
支払利息	12,132	
社債利息	8,173	
貸与資産減価償却費	765	
社債発行費	8,069	
その他	2,034	31,176
経常利益		1,467,598
特別利益		
保険解約返戻金	30,840	30,840
特別損失		
投資有価証券評価損	60,896	
ゴルフ会員権評価損	7,460	68,356
税引前当期純利益		1,430,082
法人税、住民税及び事業税	521,666	
法人税等調整額	△21,900	499,766
当期純利益		930,316

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	3,249,051
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△376,164
当 期 純 利 益					930,316
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	554,152
当 期 末 残 高	2,905,422	749,999	1,388,968	2,138,968	3,803,203

	株 主	資 本	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△359,961	7,933,480	1,170,358	2,700	9,106,539
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△376,164			△376,164
当 期 純 利 益		930,316			930,316
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△772,090	△2,700	△774,790
当 期 変 動 額 合 計	-	554,152	△772,090	△2,700	△220,638
当 期 末 残 高	△359,961	8,487,632	398,267	-	8,885,900

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社フォーカスシステムズ  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 出口 眞也 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯室 進康 ㊟  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フォーカスシステムズの2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに関する監査役監査の実施基準に準拠し取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社フォーカスシステムズ 監査役会  
常勤監査役 七井孝司 ㊟  
常勤監査役 吉野充 ㊟  
社外監査役 中村清司 ㊟  
社外監査役 杉山昌宏 ㊟

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目1番21号  
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階  
TKPガーデンシティPREMIUM田町  
TEL 03 (5439) 6119

最寄りの駅：JR線 田町駅(芝浦口(東口)) 徒歩1分  
都営地下鉄浅草線、三田線 三田駅(A4出口) 徒歩3分



※会場には本総会用専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

### 【新型コロナウイルス対応に関するお知らせ】

株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主総会開催日時点での感染状況をふまえて、株主総会会場において必要な対策を講じる場合がございます。株主の皆様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。併せて、書面またはインターネットによる議決権行使のご検討をお願いいたします。